

●健康保険のイロハが分かる●

健康保険委員向け健康保険事務講座

①協会けんぽと保険証・健康診断

目次

・協会けんぽとは	2
・健康保険手続きの提出・照会先	3
・健康保険証が届くまで	5
・保険証の読み方	6
・保険証を使えない場合	9
・被扶養者資格の再確認	11
・保険証の再発行	12
・退職時の保険証の手続き	13
・医療費のお知らせ	14
・協会けんぽの健康診断	15

はじめに

この講座では、協会けんぽの事業、給付の内容や手続き等について、ご案内します。



この度は、健康保険事務講座をご覧いただき、ありがとうございます。今年度は新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、健康保険委員の方を対象とした各種講習会の開催を中止いたしました。この講座が、講習会に代わり健康保険に関する知識を深める一助となれば幸いです。加入者の皆様の健康保険の事務手続きをなさる際の参考として、どうぞ、ご活用ください。



講座は3部構成です。

- ①健康保険に関する主な手続き、保険証のご利用法、健康診断への補助についてご説明するほかに
- ②健康保険の給付金の内容、請求方法のご案内と
- ③特にご質問が多い「傷病手当金」請求の際の注意事項、給与形態別の事業主証明欄の記載例をご用意しています。

①協会けんぽと
保険証・健康診断

②協会けんぽの
給付金の申請

②傷病手当金
支給申請書記載例

次ページからは、

- ・協会けんぽの事業内容
- ・健康保険の主な手続きと提出先
- ・保険証の発行とご利用について
- ・協会けんぽの保健事業

①協会けんぽと
保険証・健康診断

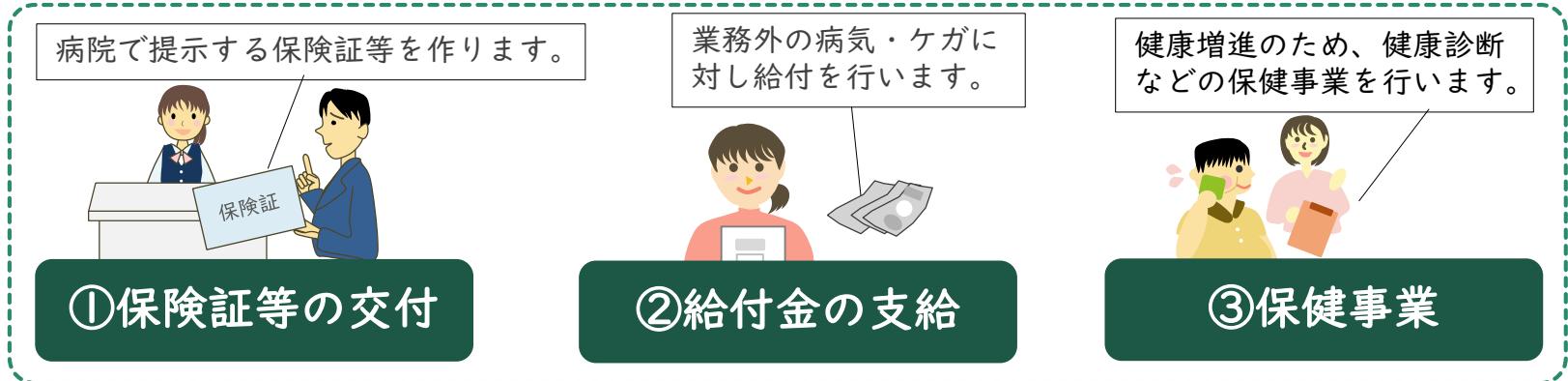


等について、順にご説明させていただきます。

協会けんぽとは

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、健康保険事業を行う公法人です。

主な事業内容



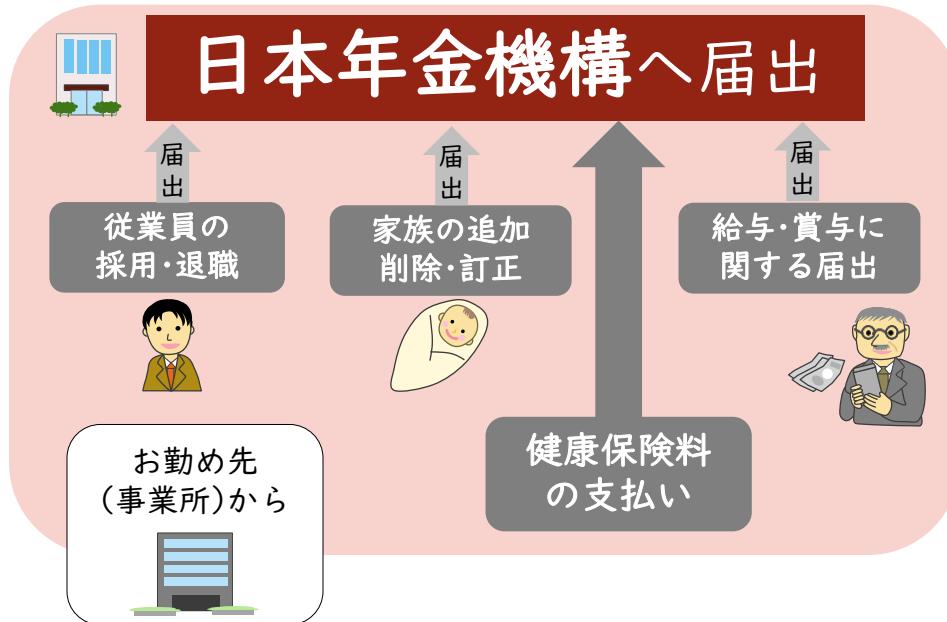
協会けんぽは
健康保険の
保険証の交付
給付金の支給
保健事業などを
行う日本最大の
医療保険者です。



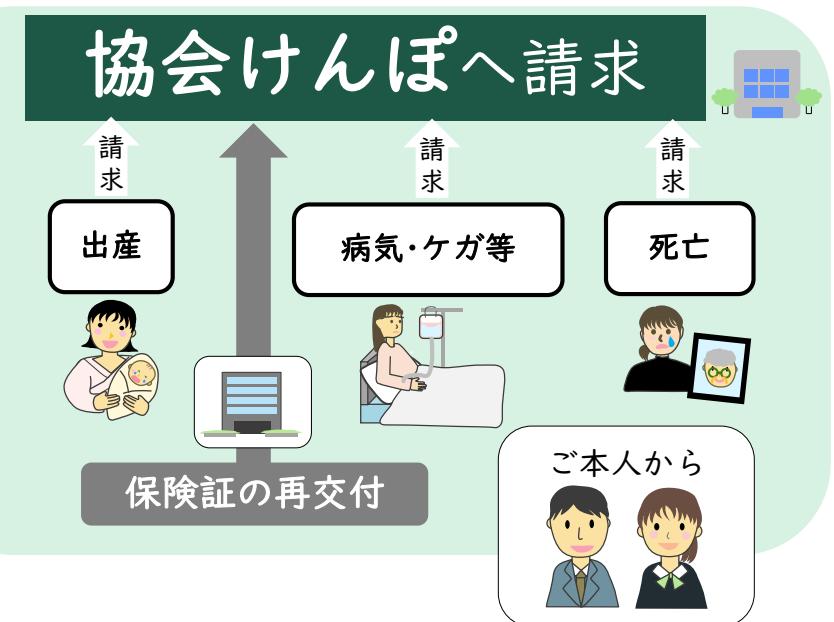
旧社会保険庁の解体に伴い
資格に関する届出、保険料
に関しては **日本年金機構**、
給付は **協会けんぽ** に引継
がれました。

健康保険手続きの提出・照会先

加入等の届出は「日本年金機構」へ、給付の請求は協会けんぽへお願ひします。



従業員の採用、退職、扶養家族の認定、給与・賞与に関する届出、保険料のお支払い等に関しては、
お勤め先から、日本年金機構の事務センターに
お届けください。
また、上記についてのご質問は、事業所の所在地を
管轄する年金事務所までお願いいたします。



従業員の方の**病気・ケガ・出産・死亡等**に対する各種給付金等のご申請は、被保険者
ご本人から、協会けんぽにご申請ください。
※保険証等の再交付は、お勤め先を通して
のご申請となります。



健康保険の主な申請書

状況毎に以下の書類をご提出ください。郵送での申請にご協力をお願いします。

日本年金機構

〒460-8565 日本年金機構
名古屋広域事務センター 宛

- ・被保険者資格取得届
- ・健康保険被扶養者（異動）届
- ・被保険者住所変更届
・被保険者氏名変更（訂正）届
・被保険者生年月日訂正届
※マイナンバーの連携により不要の場合あり
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
・被保険者報酬月額変更届
・被保険者賞与支払届
- ・産前産後休業取得者申出書
・育児休業等取得者申出書（新規・延長）
・産前産後休業終了時報酬月額変更届
・育児休業等終了時報酬月額変更届
- ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届
・事業所関係変更（訂正）届
- ・被保険者資格喪失届
・健康保険被保険者証回収不能届

従業員の採用

家族の追加・削除、
届出事項の変更訂正
被保険者の届出事
項の変更・訂正

再交付

給与・賞与関係

病気・ケガなど

出産・育児休業

健康診断

事業所関係

退職・死亡

退職後の健康保険
(任意継続)

協会けんぽ

〒450-6363
全国健康保険協会愛知支部 宛

- ・被保険者証再交付申請書
・高齢受給者証再交付申請書
- ・限度額適用認定申請書
・限度額適用・標準負担額減額認定
申請書
・傷病手当金支給申請書
・療養費支給申請書
・負傷原因届
・高額療養費支給申請書
・特定疾病療養受療証交付申請書
・第三者等の行為による傷病届
- ・出産手当金支給申請書
・出産育児一時金支給申請書
(内払金支払依頼書・差額申請書)
- ・特定健康診査受診券申請書
- ・埋葬料（費）支給申請書
- ・任意継続被保険者資格取得申出書
・任意継続被保険者資格喪失申出書
・任意継続被保険者被扶養者（異動）届



郵便番号と名称
の記入のみで
届きます

・日本年金機構への
提出書類のご照会は、
事業所所在地を管轄
する各年金事務所

・協会けんぽ愛知支部
へのお問い合わせは、
052-856-1490まで

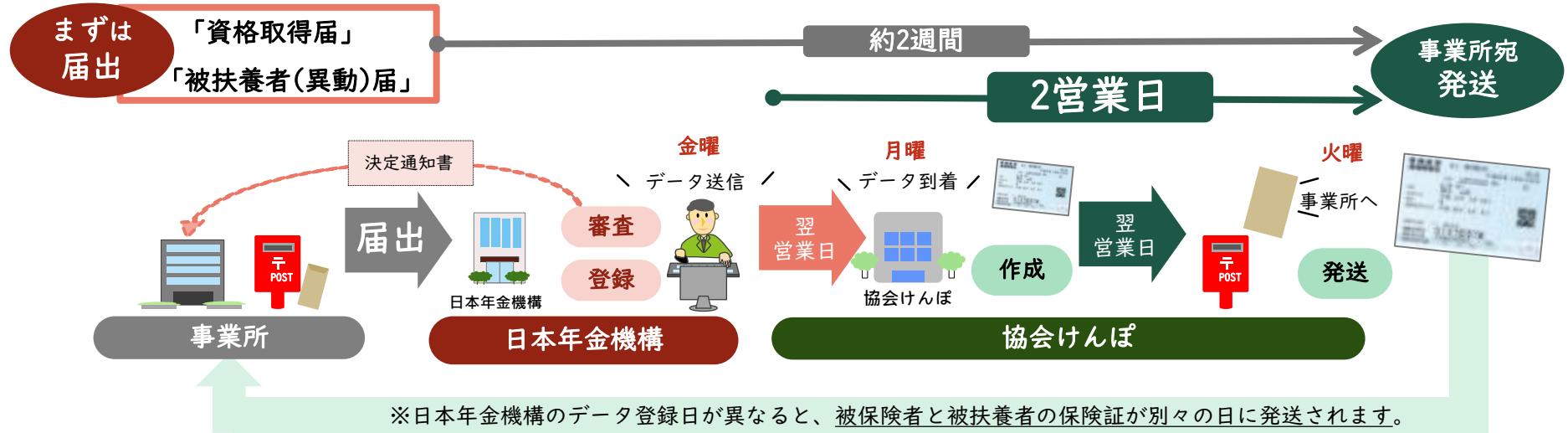
お願いいたします。
協会けんぽに、誤って
年金事務所の業務の照
会をいただくことがござ
ります。

どうぞご注意ください。



保険証が届くまで 届出から発送まで、2週間程度が目安です。

日本年金機構での登録処理の「2営業日」後に、協会けんぽからお送りします。



早急に受診が必要な場合

資格取得届、被扶養者（異動）届と同時に、日本年金機構に対して
「健康保険被保険者資格取得証明書交付申請書」をご申請ください。
保険証と同じ役割の「資格取得証明書」が交付されます。

受診をお急ぎの方は、日本年金機構から交付された証明書を医療機関等にご提示ください。事業主の証明は保険証の代わりにはなりませんので、ご注意ください。



- 保険証は、**日本年金機構**で登録処理後、**「2営業日」**で協会けんぽから発送します。
- 進捗状況は、日本年金機構の決定通知書の到着前は日本年金機構(年金事務所)に、決定通知書の到着後は協会けんぽに、お問い合わせください。

保険証の読み方

保険証には、加入中の保険に関する情報が記載されています。

①本人(被保険者)用

健康保険 被保険者証		本人(被保険者)	00111
		記号	平成26年 6月25日交付
氏名	姓 協会	太郎	番号 21
生年月日	平成 元年 5月 10日		
性別	男		
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日		
事業所名称	○○ 株式会社		
保険者番号	01010016		
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部		
保険者所在地	○○市○○区○○町○-○-○		



②家族(被扶養者)用

健康保険 被保険者証		家族(被扶養者)	01111
		記号	平成26年 6月25日交付
氏名	姓 協会	花子	番号 21
生年月日	平成 元年 10月 1日		
性別	女		
認定年月日	平成 26年 6月 1日		
被保険者氏名	協会 太郎		
事業所名称	○○ 株式会社		
保険者番号	01010016		
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部		
保険者所在地	○○市○○区○○町○-○-○		

西跡・高利根の荷物へ
ジェネリック医薬品を
希望します。

◎保険証は「2種類」あります。

- ①保険に加入し保険料を支払っている **ご本人(被保険者)** 用と
②被保険者が扶養している **ご家族(被扶養者)** 用です。
健康保険の給付は、原則「被保険者」を通して行われるため、
ご家族分でも、**給付は被保険者から申請**していただきます。

◎保険証を「使用可能な期間」は

- ①ご本人の場合は、**資格取得年月日** から、**退職日**まで
②ご家族の場合は、**認定年月日**(被扶養者として登録された日)から
被扶養者でなくなった日の前日(就職等で扶養から外れた場合)
もしくは被保険者の**退職日**までです。

ジェネリックシールを
ご存じですか?



保険証やお薬手帳に
貼るだけ!

シールのご希望は
協会けんぽ愛知支部
企画総務グループへ

「ジェネリックシールの件」
とお知らせください。

社内配付に
ご協力ください。



ジェネリック
医薬品のご利用を
推進しています。

保険証による給付（療養の給付）

業務外の傷病の診療を医療費の一部のみ負担する形で受けられます。

年齢	負担割合
・ 小学校入学前	2割
・ 小学校入学後～70歳未満	3割
・ 70～74歳	2～3割

※75歳以上は後期高齢者医療の保険証（市区町村）に切り替わります。

5/1生まれ

4月中旬に届き、5/1～有効

5/2～5/31生まれ

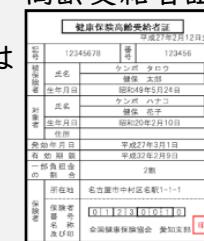
5月中旬に届き、6/1～有効



70歳からは



高齢受給者証



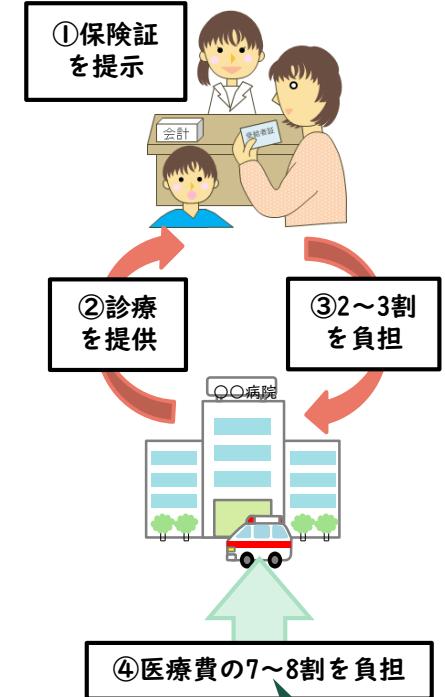
保険証を提示すれば、**業務外の傷病**に
関して、医療費の**負担が2～3割のみ**
で受診できます。

**負担する割合は、年齢によって異なり
ます。**



70歳以上の方は、保険証の他に「**高齢受給者証**」
が必要です。**70歳になる誕生日の月中旬**に事業所に
お送りします。**翌月の1日からご使用ください。**

※1日生まれの方は、誕生日の前月中旬に届き、誕生日から使用可能です。



高齢受給者証(70歳以上の方の負担割合)

高齢受給者証の負担割合は、被保険者の年齢、収入によって決まります。

被保険者が70歳未満



70歳以上の被扶養者は
2割負担



被保険者が70歳以上



70歳以上の被扶養者は
本人と同じ



標準報酬月額

(事業所から日本年金機構
に届出をされた報酬の額)

28万円

が判断の基準

以上

3割負担

ただし

前年の収入が
低い場合は

未満

2割負担

基準収入額適用
の申請が必要です。

適用される期間：原則9月～翌8月

被保険者の収入 < 383万円
もしくは
被保険者 + 70歳以上被扶養者
の収入の合計 < 520万円

健保保険高齢受給者証		平成27年2月12日交付	
被保険者番号	12345678	番号	123456
氏名	ケンボ タロウ	性別	男
生年月日	昭和49年5月24日		
対象者	ケンボ ハナコ	性別	女
氏名	健保 花子	性別	
生年月日	昭和20年2月10日		
住所			
免効年月日	平成27年3月1日		
有効期限	平成27年4月1日		
一部負担金の割合	2割		
所在地	名古屋市中村区名駅1-1		
保険者	01123010116	印	
被保険者名及び印	全国健康保険協会 愛知支部		

70歳以上の方の負担割合
は**被保険者の年齢、収入**
によって異なります。

負担割合は、「高齢受給者証」に表示されているため、医療機関では高齢受給者証を確認する必要があります。

申請書を提出
した月の翌月
～翌年8月

保険証を使えない場合

業務上、保険外診療、退職後は使えません。退職後は速やかにご返却ください。

業務上の傷病

- ・業務災害・通勤災害による病気・ケガは、原則健康保険ではなく、労災保険の対象となります。



協会けんぽ
では労災の判定が
できないため

※ 労働基準監督署へ
ご相談をお願いします。



保険外の診療

- ・美容整形、レーシック、研究中の先進医療、予防接種、正常な妊娠・出産、
経済的な理由での人工妊娠中絶、健康診断等は保険診療ではないため保険証が使えません。

退職日より後

- ・保険の加入期間は「退職日」までです。



退職後は 「資格喪失届」と「保険証」を
5日以内に日本年金機構へ郵送



- ・業務上の傷病は健康保険の給付対象外です。
労働基準監督署へご相談ください。
- ・先進医療、予防接種、正常な妊娠等の保険で認められない診療も給付の対象外です。
- ・退職の翌日以降等、加入資格がない期間も、
保険証を使うことはできません。

翌日以降使用された場合は医療費を返還していただきます。
(被扶養者でなくなった方が使用した場合も同様です)



トラブルのときの届出

給付適正確認のため「負傷原因届」「第三者行為届」の提出をお願いすることがあります。

◎ケガのときは「負傷原因届」を提出

ケガが原因で健康保険給付を受ける場合は、負傷原因届の提出が必要です。

例 休日に自宅の階段で転倒し、骨折により傷病手当金を請求する場合 など

「健康保険」での
給付が適正かどうか
確認が必要



◎交通事故、ケンカは「第三者行為届」を提出

相手方のいるケガ・病気で健康保険給付を受ける場合、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。

交通事故



- 車両同士の事故
- 車両に同乗中に負傷した場合
- 歩行者や車両（自転車含む）の事故
- ひき逃げ等で相手が不明な事故

その他



- 犬咬傷（よその飼い犬に咬まれたとき）
- けんかで負傷させられた場合
- ゴルフ（他人の打球で負傷）、
スキー・スノーボード（他人と接触して負傷）など

外傷で健康保険を使った場合、「業務上でないか」「第三者によるケガでないか」の確認が必要なため、状況を照会させていただくことがあります。「**負傷原因届**」「**第三者行為届**」の提出にご協力ください。

第三者等の行為による被害者の治療費は、

本来は加害者が全額負担します。

健康保険を使われる場合は、「協会けんぽが立替えた費用を後日請求するため、加害者の情報の届出が必要です。



被扶養者資格の再確認

保険給付の適正化につながる重要な確認です。必ずご返送ください。

このような
ご家族はいませんか？



卒業して
就職先の健康保険に
加入しました。

扶養されなくなったときは…

結婚して、
親の扶養から外れます。



「被扶養者(異動)届」

事業所



届出先は
事務センター

日本年金機構



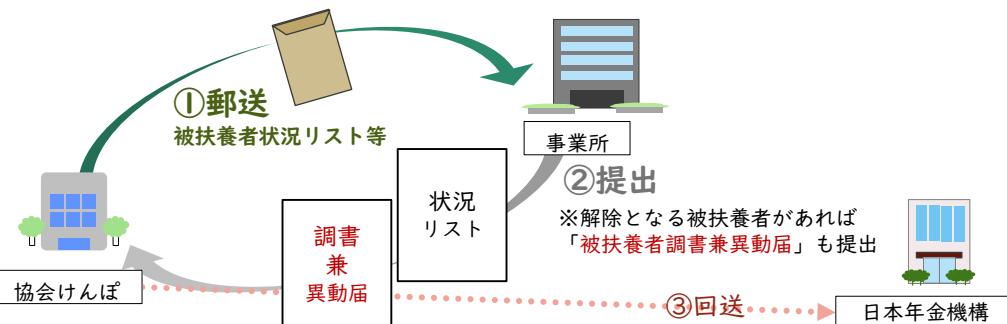
毎年、事業所に「被扶養者
状況リスト」をお送りし、
被扶養者の資格の再確認を
お願いしています。
皆様のご理解とご協力を、
お願いいたします。



協会けんぽでは「届出忘れ」がないか
年に一度の再確認をお願いしています。



届け出忘れによる削除人数3,909人（愛知支部 令和2年3月現在実績）



保険証の再発行

保険証を紛失したときは、協会けんぽへ再交付をご申請ください。

会社宛に
郵送

申請から
約1週間
で発送



被保険者証再交付申請書

どんなとき

保険証を紛失・破損したとき

添付書類

破損（汚れ・かすれなど）の場合

破損した保険証

保険証を紛失・破損したときは、事業所を通じて「被保険者証再交付申請書」を提出し、再度交付を受けてください。

申請には、被保険者の押印（または署名）と事業主の押印（または署名）が必要です。

交付後に保険証が見つかったときは古い保険証は協会けんぽへ返却して、新しく

交付された保険証をご使用ください。



保険証の汚れ・字のかすれなど
字が不鮮明になった場合も

再交付申請



紛失した
ときは

まずは警察署に届出を

保険証は、クレジットカードのように使用を止めるることはできません。



警察署または交番に紛失届を出して、受理番号を控えましょう。悪用された場合、不正使用の証明となります。

「高齢受給者証」の紛失・破損は

「高齢受給者証再交付申請書」でご申請ください



退職時の保険証の手続き

退職後は、資格喪失届と同時に保険証をすみやかにご返却ください。

退職後 **保険証** は
使用不可

退職後は次の健康保険に
加入手続きが必要

協会けんぽ加入者の
退職後の健康保険の選択肢

再就職しない場合

協会けんぽ
の任継
(任意継続健康保険)

協会けんぽ
各支部へ

国民健康
保険

お住まいの
市区町村
役場へ

ご家族の
被扶養者

ご家族の
勤務先へ

資格喪失届の提出

資格喪失届と**保険証**を
すみやかに
日本年金機構へ

5日以内

※保険証未添付の場合は回収不能届が必要



- ・退職後は、5日以内に日本年金機構に「資格喪失届」と保険証を提出ください。
- ・再就職されない場合、次の健康保険は、
①協会けんぽ「任継」②国民健康保険、
③ご家族の被扶養者 のいずれかです。
- ・①任継は退職日が確認できる事業主の証明書類があれば、手続きがスムーズです。

協会けんぽの任意継続健康保険

- ◆加入期間は最長で**2年**
- ◆お住まいの都道府県の支部へ20日以内に申請
- ◆加入条件:被保険者期間が**2か月以上**あること
- ◆健康保険料:**退職時の等級×住所地の保険料率**
※R2年度の標準報酬月額等級の上限:**30万円**
- ◆保険料率は**都道府県ごとに異なる**
※毎年度見直しあり

「任継」は年金機構の資格喪失データ到着後
に保険証が作成可能となります。

ただし、資格喪失処理前でも退職日が確認できる証明書類の添付があれば発行可能です。

資格喪失届の写し、雇用保険被保険者離職票の
写し等資格喪失の事実が確認できる事業主または
公的機関の証明印がある書類

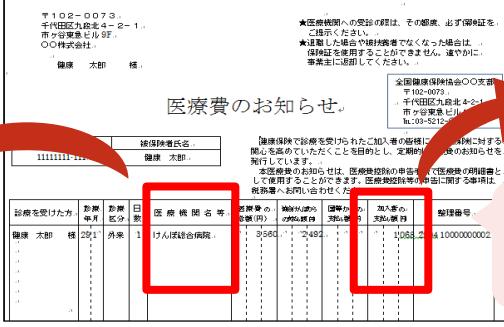
医療費のお知らせ

年に一回、保険証を使って受診した医療費の履歴を発行しています。

受診した
病院・薬局
等の名称

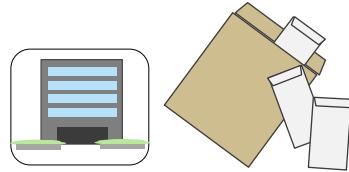
支払額

※平成29年分から
確定申告の医療費控除
でも使用可能に



診療を受けた方	診療年月	診療区分	医療機関名等	診療料	支払額
健康 太郎 様	29.11	外来	1 けんぽ総合病院	3,580	2,482
					1,098.24
					10,000,000.00

1月下旬頃



未開封のまま配布
をお願いします。



こんなに
かかってたんだ

健康への意識を高める

送付対象者

15歳以上の方で、切り替えにより
一定額以上のお薬代軽減が見込まれる方

送付時期

毎年2月、8月

被保険者へ直接送付



毎年1月下旬ごろに、健康保険への関心
を高めていただくことを目的として、
「医療費のお知らせ」を事業所宛にお送
りしています。
※既に退職された方の分が届いた場合は
協会けんぽへご返送ください。

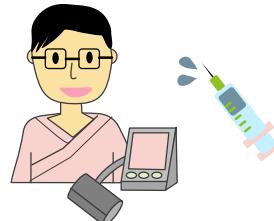


他にも、年に2回ジェネリック医薬品
への切替えによりお薬代軽減の可能
性がある方に対して、お知らせをお送り
しています。

協会けんぽの健康診断

生活習慣病の予防を中心に、健康診断費用の補助、保健指導等を行っています。

生活習慣病予防健診



対象：35歳以上の被保険者

費用補助

健診結果

サポート

特定健康診査



対象：40歳以上の被扶養者

費用補助

健診結果

サポート

健康診断は、病気や
ケガではないため、
保険証を使うことが
できません。



協会けんぽ



健康サポート

生活習慣の改善が必要な方へご案内

保健師等による
個別カウンセリング



協会けんぽでは生活習慣病予防を
目的とした健康診断の費用の補助
を行っています。

その結果をもとに、健康サポート
(特定保健指導)も行っています。

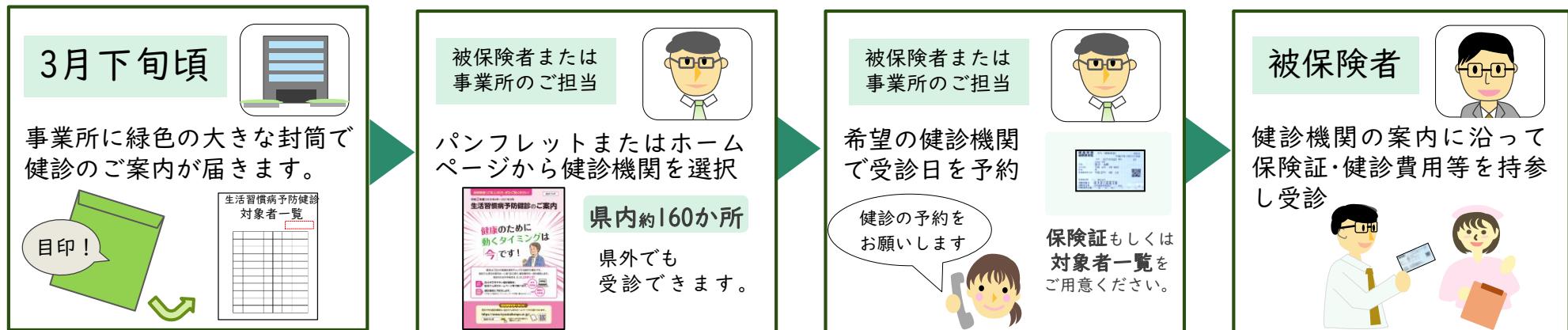
生活習慣病予防健診

35歳以上の被保険者対象に、生活習慣病予防のため健康診断費用の補助をしています。

対象	35歳以上の被保険者（ご本人）		
検査項目	<p>労働安全衛生法の定期健診項目に相当</p> <p>問診、身体計測、血圧測定、尿検査、採血、視力、聴力、胸部レントゲン、心電図、診察</p>		<p>+</p> <p>さらに詳しい検査項目</p> <p>胃部レントゲン（胃がん検診） 便潜血反応検査（大腸がん検診）など</p>
費用	1万8,865円相当が → 7,169円		<p>※最高額のため、健診機関によりさらに安い場合あり</p>

35歳以上の被保険者が対象、費用負担は7,000円程度です。
定期健診の代わりにご利用ください。

お申込みから受診まで

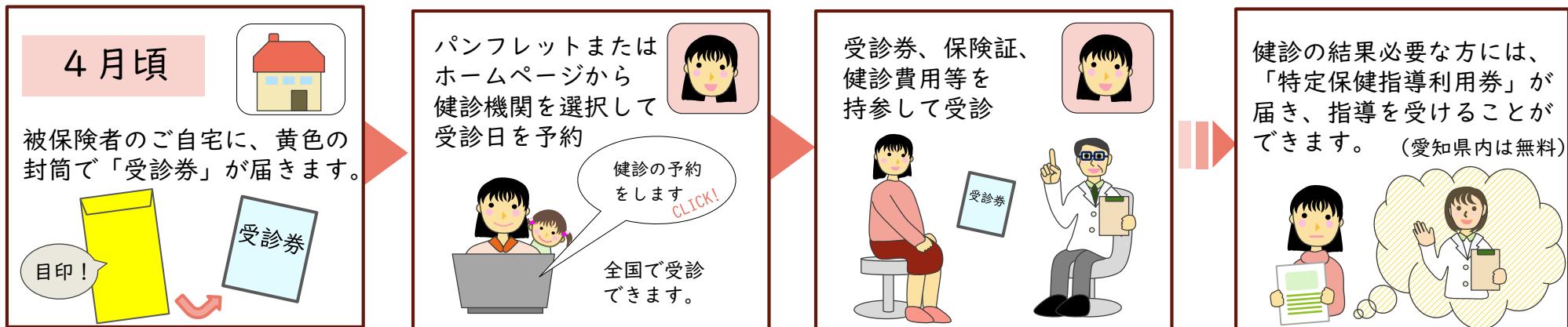


特定健康診査(特定健診)

40歳以上の被扶養者が対象の、健康診断費用の補助です。

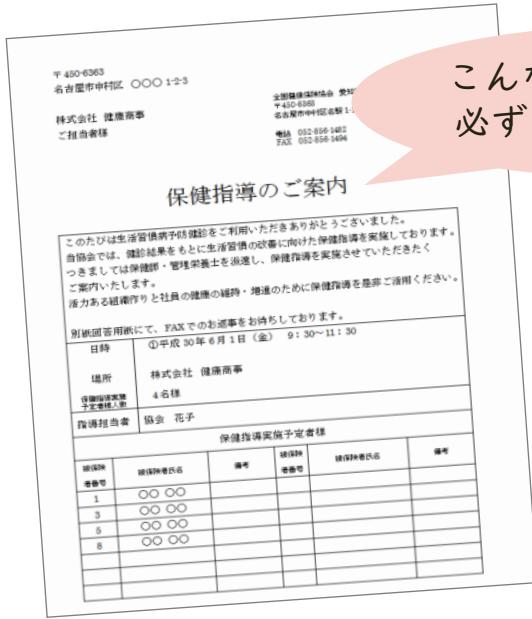
対象	<u>40歳以上の被扶養者（ご家族）</u>			<p>40歳以上の被扶養者が対象、費用は無料または500円です。 お住まいの市区町村が実施する「がん検診」等と合わせてご利用ください。</p>
検査項目	<p>メタボリックシンドローム に注目した健診</p> <p>〔 診察等、問診、身体計測、血圧測定、血液検査 (脂質・肝機能・血糖検査)、尿検査 〕</p>	+	<p>医師の判断により 詳細な健診も</p> <p>〔 心電図、眼底検査、貧血検査 血清クレアチニン検査 〕</p>	
費用	7,650円相当が → 無料 または 500円		<p>※愛知県外の健診機関で受診の場合 金額が異なる場合があります。</p>	

お申込みから受診まで



特定保健指導

生活習慣病のリスクに応じて健康サポート（特定保健指導）を無料で行っています。



こんな手紙が届いたら、必ずご返信ください。



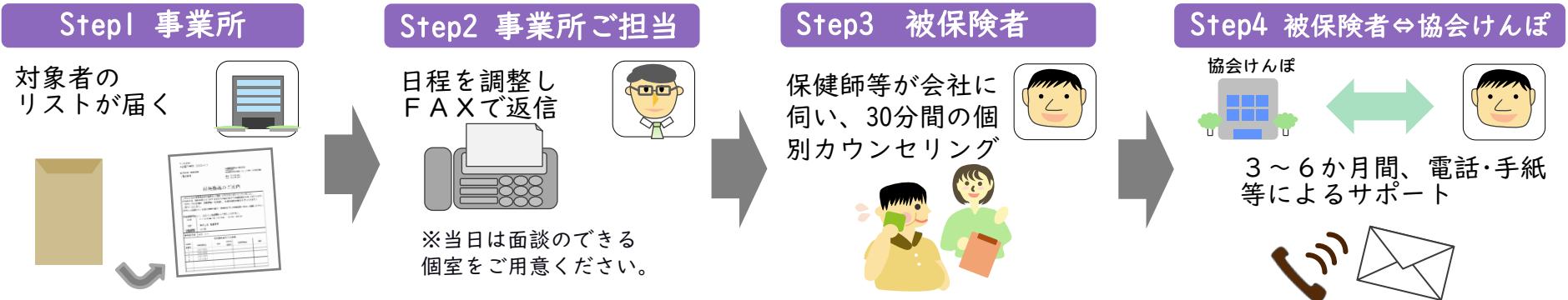
協会けんぽでは健診結果を基に、
生活習慣の改善が必要な方へ
健康サポートのご案内をしています。

メタボを伴う3つのリスク

「高血圧」「脂質異常」「高血糖」は、
脳・心疾患・糖尿病等に繋がる
恐れがあります。



健診結果を放置せず、
生活習慣を改善する
ことが大切です。



インセンティブ制度(健康保険料率決定の仕組み)

保険料率には、医療費だけでなく、健康の保持・増進への行動も反映されます。

以前は

加入者が使用する医療費

で保険料率を決定



現在は（H30年度～）

加入者が使用する医療費



加入者の健康の保持・増進への行動

で保険料率を決定

評価指標は5項目

① 健康診断を受けているか
(特定健診等の受診率)

② 健康サポートを利用しているか
(特定保健指導の実施率)

③ メタボ対象者が減っているか
(特定保健指導対象者の減少率)

④ 要受診の者が病院を受診したか
(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率)

⑤ ジェネリックを選んでいるか
(ジェネリック医薬品の使用割合)



5つの評価指標に基づいてランキングし、上位過半数はインセンティブ(報奨金)により保険料率が引き下げられる制度です。協会けんぽ愛知支部はこの指標に沿って今後もご加入いただいている皆様の健康増進に努めます。